

平成21年度内部監査結果に基づく監査室の提言事項及びそれに対する資金管理法人の対応

1. 提言項目数の推移

	内 訳	第1回(平成16年度)	第2回(平成17年度)	第3回(平成18年度)	第4回(平成19年度)	第5回(平成20年度)	第6回(平成21年度)
提言件数	新規	11	8	5	5	5	3
	前期繰越し	—	6	8	0	0	0
	合計	11	14	13	5	5	3
対応状況	完了	5	6	13	5	5	3
	未完	6	8	0	0	0	0

【注】第3回の前期繰越し件数8件のうち4件は監査時点までに完了したが、追加提言をうけたものである。

2. 今回の新規提言事項と対応

提 言 事 項	対 応
<p>1. 中古車輸出に伴う預託金返還 輸出による預託金返還に係る振込不能分については、受取人名・口座等の確認完了後、再振込となるまでの間は確定債務であり、決算時には未払金に計上している。振込不能分の件数・金額はその管理が脆弱となると増加する恐れがあり、現在四半期決算で把握しているが、月次ベースで件数・金額を把握するのが望ましい。検討願いたい。 (平成21年9月末現在4台、72,182円)</p>	<p>輸出による預託金返還は、自動車所有者から提出された返還申請書に記載された受取人名・口座に送金することとなっている。その際、記載ミス等の要因により毎月10件程度(発生率約0.6%)の振込不能が発生しており、資金管理センターは電話確認等を実施し、速やかに振込不能を解決するように努めている。 件数・金額・対応事跡などを「預託金未送金管理表」にて管理しており、平成22年1月から業務課内で管理している振込不能への対応結果を理事・部長へ月次報告している。</p>
<p>2. 帳簿の格納 自動車リサイクル法第100条で保存が法定されている帳簿は、施錠可能なキャビネットに保管されているが、火災の際には焼失の恐れがある。事務統括部の大金庫への格納等、耐火金庫への格納が望ましい。同部との調整も含め検討願いたい。</p>	<p>自動車リサイクル法第100条は帳簿の備付けを規定しており、資金管理センターでは法が施行された平成16年度から、法の規定に沿い主務省令で定める次の事項を記載した帳簿を備え、施錠可能な防火キャビネットに保存してきた。 ①再資源化等預託金の額の総額 ②情報管理料金の額の総額 ③自動車製造業者等又は指定再資源化機関に払い渡した再資源化等預託金の額の総額等 ④情報管理センターに払い渡した情報管理預託金の額の総額 ⑤自動車の所有者に払い渡した再資源化預託金等の額の総額 及び⑥再資源化預託金等を運用して得た利息その他の運用利益金の総額 火災による本帳簿の焼失リスクを低減するため、平成21年12月22日に本帳簿を、耐火金庫を管理する事務統括部と調整のうえ耐火金庫へ保管した。今後作成分も同様とする。併せて、同帳簿の基礎となる会計情報が記録された磁気媒体も耐火金庫に保管する予定である。</p>
<p>3. 物品等の調達時の検収体制の強化 現状は、発注部門の検収確認後に経理部門に支払いを依頼しているが、上位役職者も含めて複数人で検収し、納品書等に検収印を押捺する等により、検収体制の強化を図れないか検討願いたい。(架空の発注による業者への預け金を防止)</p>	<p>平成22年2月から、業務課と企画課は各々3系の体制であり係間の相互牽制を期待できることから、発注者の所属しない係が検収を行い、経理課は係が一つのため企画課総務係が検収を行うこととし、検収体制の強化を図った。また、各取引毎に納品書または納品書に代わる書類(契約書のコピー等)および検収方法を定め、マニュアルを改訂した。</p>

3. トーマツ監査提言事項及び前回内部監査で提言された事項のフォロー

トーマツ監査提言事項及び前回内部監査で提言された事項のフォローについては遵守されているという報告をうけた。